

出張報告書

平成30年 4月28日

職氏名 市議会議員 平田 陽道	用務 社会保障フォーラムに参加
期間 平成30年 4月 25日から 平成30年 4月 26日まで	出張先 東京都中央区八重洲2-1-4 蘭免んビル8F大会議室

意見・調査事項

社会保障フォーラム

【4月25日(水)】 12:45～18:50

平成30年度厚生労働省予算と地域共生社会への取組み
市町村はデータヘルスに如何に取り組むか
生活困窮者自立支援制度の見直しと生活保護法の改正

【4月26日(木)】 10:00～15:15

地域包括ケアシステムと診療報酬・介護報酬改定
子育て支援の新たな展開
取材の現場から

【所見】

初日の講義1は、「支え・支えられる関係の循環」を基盤とした地域共生社会の概念について説明があった後、各自治体における事例について学んだ。「我が事・丸ごと」の地域作りに向けた国の支援体制、今後の課題や検討事項は参考になった。講義2は、我が国における健康づくり運動の推移、データヘルス計画の中身について学んだ。国保制度改革の概要説明はわかりやすかった。講義3は、生活困窮者自立支援法の効果を検証した後、生活保護法の改正について説明があり、今国会での動き、今後の取り組みについて学んだ。

2日目の講義4は、地域医療構想について学んだ後、診療報酬・介護報酬同時改定の説明があり、健康寿命延伸に向けた取り組みについて、事例の紹介などがあった。講義5は、母子保健関連施策や、子育て世代包括支援センターについて説明があった。社会保険研究所グループによる現場からの報告もあった。

「地域共生社会」の実現を目指して

平成30年4月25日
厚生労働省 政策企画官
野崎 伸一

今、直面しているもの

市町村はデータヘルスに 如何に取り組むか

平成30年4月25日

厚生労働省保険局

国民健康保険課長 鳥井陽一

< 本日の課題設定 >

1. 市町村における予防・健康づくり対策はどう進めればよいか
2. そのため何が必要か
3. 今後、現役世代が減少し後期高齢者が増大する中、
特に留意すべきことは何か

子育て支援の新たな展開



厚生労働省 子ども家庭局
母子保健課長 平子哲夫

これまでの社会保障制度改革と一体改革後の展望

■ 2014年4月：消費税率引上げ（5%→8%）

＜増収分を活用した社会保障の充実＞

- 子ども・子育て新制度の創設、保育の受け皿拡大、育児休業中の経済的支援の強化など、消費税収を子ども・子育て分野に充当
- 医療・介護・年金の充実

＜持続可能性の確保のための制度改革＞

- 社会保障制度改革プログラム法や改革工程表に沿って、社会保障の給付に係る重点化・効率化を推進
- 社会保障関係費の伸びについて、経済・財政再生計画の「目安」を達成

■ 消費税率引上げ（8%→10%）＜2019年10月予定＞

⇒ 一体改革に関わる社会保障の制度改革が完了

※ 地域医療構想、医療費適正化計画等は、目標の達成に向けて取組を継続

■ 一体改革後の社会保障改革に向けて

- 今後数年は、消費税率引上げやオリパラ前後の需要変動を乗り越え、団塊世代が75歳に入り始める2022年以降に向け、持続可能な経済財政の基盤固めに向けた構造改革の重要な期間（経済・財政一体改革の中間評価）
- 現役人口が急速に減少する一方で高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有することが重要。（平成30年3月29日経済財政諮問会議有識者議員提出資料）

地域包括ケアシステムと 診療報酬・介護報酬改定

平成30年4月26日
厚生労働省

本日は説明する主な内容

0. 地域包括ケアとは
 1. 地域医療構想
 2. 介護保険制度の改正
 3. 介護医療院の創設
 4. 診療報酬・介護報酬同時改定
 5. 健康寿命延伸に向けた取組

参考資料

生活困窮者自立支援制度関連 1
生活保護制度関連 14
すまいの確保支援 26
自殺防止総合対策 32

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。